

福島県介護職員処遇改善加算等取得促進支援事業

募 集 案 内

介護サービス事業所において、介護職員処遇改善加算等の新規取得や、より上位区分の加算取得に必要な要件整備のために、**専門的知識を有する社会保険労務士を派遣し、指導・助言等を行い**、介護職員の処遇改善が広く行われるよう支援を行う事業です。

- 1 派遣実施期間 令和5年7月上旬から令和6年2月末まで
(新型コロナウイルス感染症の状況により変更する場合があります)
- 2 実施事業所数 25事業所程度
- 3 申し込み方法 「介護職員処遇加算等取得促進事業申込書」(HPに掲載)に記入のうえ、下記宛てに提出してください。

提出先：福島県高齢福祉課 〒960-8670 福島市杉妻町2-16

Mail kaigohoken2@pref.fukushima.lg.jp

Fax 024-521-7748

電話 024-521-7745 (担当：山中)

- 4 申込期限 **令和5年6月30日(金)必着**

- 5 費用 無料

- 6 対象事業所

○**介護職員処遇改善加算または介護職員等特定処遇改善加算を未取得**の事業所、または現在の取得区分より**上位区分の取得意向**がある介護サービス事業所又は運営法人

- 7 指導・助言回数 1事業所あたり原則3回まで(1回あたり2時間程度)

- 8 指導・助言内容

○キャリアパス要件に関すること

- ・キャリアパス要件ⅠⅡⅢ
 - Ⅰ…職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系の整備をすること
 - Ⅱ…資質向上のための計画を策定して、研修の実施又は研修の機会を設けること
 - Ⅲ…経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき、定期に昇給を判定する仕組みを設けること

○職場環境等要件に関すること

○その他処遇改善加算、特定加算の取得に関すること

(処遇改善加算と併せたベースアップ等支援加算の取得も含む)

- 9 その他

感染防止対策等の必要な事項については、事前に派遣先と十分に協議し、面談を行うこと